

施設利用料(令和7年5月より)

【通所リハビリテーション費(通常規模) 一部負担金】

1 単位＝10.33 円(地域区分単価適用で総額の一定割合負担)

(介護サービスの場合)

	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 5 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	7 時間以上 8 時間未満
要介護1	486 単位	553 単位	622 単位	715 単位	762 単位
要介護2	565 単位	642 単位	738 単位	850 単位	903 単位
要介護3	643 単位	730 単位	852 単位	981 単位	1,046 単位
要介護4	743 単位	844 単位	987 単位	1,137 単位	1,215 単位
要介護5	842 単位	957 単位	1,120 単位	1,290 単位	1,379 単位

【加算】

リハビリテーション提供体制加算		イ:所要時間 3 時間以上 4 時間未満	12 単位
		ロ:所要時間 4 時間以上 5 時間未満	16 単位
		ハ:所要時間 5 時間以上 6 時間未満	20 単位
		ニ:所要時間 6 時間以上 7 時間未満	24 単位
		ホ:所要時間 7 時間以上	28 単位
理学療法士等体制強化加算			30 単位/日
入浴介助加算(Ⅰ)			40 単位/日
入浴介助加算(Ⅱ)			60 単位/日
リハビリテーション マネジメント加算	リハマネ加算 イ	6 月以内	560 単位/月
		6 か月超	240 単位/月
	リハマネ加算 ロ	6 か月以内	593 単位/月
		6 か月超	273 単位/月
	リハマネ加算 ハ	6 か月以内	793 単位/月
		6 か月超	473 単位/月
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合		270 単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算			110 単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算			(Ⅰ)240 単位/日
			(Ⅱ)1,920 単位/月
生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算		開始日から 6 月以内	1,250 単位/月
若年性認知症利用者受入加算			60 単位/日
栄養アセスメント加算			50 単位/月
栄養改善加算		月 2 回限度	200 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		6 月に 1 回限度	20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		6 月に 1 回限度	5 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)		月 2 回を限度	150 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ		月 2 回を限度	155 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ		月 2 回を限度	160 単位/回
重度療養管理加算			100 単位/日
中重度者ケア体制加算			20 単位/日
科学的介護推進体制加算			40 単位/月
退院時共同指導加算			600 単位/回
移行支援加算			12 単位/日
サービス提供体制強化加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 8.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 8.3%

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 6.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 5.3%
高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の 1.0%を減算
業務継続計画未実施減算		所定単位数の 1.0%を減算
定員超過の場合、または職員等の欠員減算		所定単位数の 70%を算定
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合		所定単位数の 3.0%を加算
事業所と同一建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合又は事業所が送迎を行っていない場合		所定単位数から 1 日につき 94 単位を減算
事業所が送迎を行わない場合		所定単位数から片道につき 47 単位を減算

【食費】 利用者負担段階は共通

昼食(おやつ含む) 800 円

【その他】

日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用

- ・日用品費(入浴する場合) 173 円／日
- ・日用品費(入浴しない場合) 71 円／日
- * 日用品等希望等がありましたら別途対応いたします。(実費)
- ・教養娯楽費 41 円／日
- ・おむつ代(種類・サイズ等により料金が異なります) 31 円～183 円／枚
- ・文書料(施設利用証明書) 555 円／件
- ・利用料負担額証明書 1,100 円／件
- ・キャンセル料(利用者様の都合による中止で、利用日当日自宅にお迎え行った場合) 500 円

施設利用料(令和7年5月より)

【介護予防通所リハビリテーション費 一部負担金】

1 単位＝10.33 円(地域区分単価適用で総額の一定割合負担)

(介護予防サービスの場合)

	1月につき
要支援1	2,268 単位
要支援2	4,228 単位

【加算】

生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始から6月以内	562 単位/月
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240 単位/月
退院時共同指導加算		600 単位
栄養アセスメント加算		50 単位/月
栄養改善加算		200 単位/月
運動器機能向上加算		225 単位/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6月に1回限度	20 単位/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6月に1回限度	5 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	月2回を限度	150 単位/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	月2回を限度	160 単位/回
一体的サービス提供加算	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位/月
科学的介護推進体制加算		40 単位/月
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位
	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位
	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88 単位
	要支援2	176 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72 単位
	要支援2	144 単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24 単位
	要支援2	48 単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の8.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の8.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の6.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の5.3%
高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の1.0%を減算
業務継続計画未実施減算		所定単位数の1.0%を減算
定員超過の場合、または職員等の欠員減算		所定単位数の70%を算定
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合		所定単位数の3.0%を加算
事業所と同一建物に居住する者又は同建物から利用する者に介護予防リハビリテーションを行う場合	要支援1	所定単位数から376単位を減算
	要支援2	所定単位数から752単位を減算
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	要支援1	120 単位/月を減算
	要支援2	240 単位/月を減算

【食費】利用者負担段階は共通

昼食(おやつ含む) 800 円

【その他】

日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用

- ・日用品費(入浴する場合) 173 円／日
- ・日用品費(入浴しない場合) 71 円／日
- * 日用品等希望等がありましたら別途対応いたします。(実費)
- ・教養娯楽費 41 円／日
- ・おむつ代(種類・サイズ等により料金が異なります) 31 円～183 円／枚
- ・文書料(施設利用証明書) 555 円／件
- ・利用料負担額証明書 1,100 円／件
- ・キャンセル料(利用者様の都合による中止で、利用日当日自宅にお迎え行った場合) 500 円